

京都市都市計画局指定管理者選定等委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画局が所管する公の施設（市営住宅を除く。以下同じ。）の指定候補者の選定等に係る京都市公の施設の指定管理者の手続等に関する条例（以下「条例」という。）第16条に規定する委員会として、京都市都市計画局指定管理者選定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、都市計画局が所管する公の施設の指定候補者の選定に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 募集要項、選定基準に係る事項
- (2) 事業者の選定に係る事項
- (3) その他都市計画局長が必要と認める事項

(委員の任期)

第3条 条例第18条第1項に規定する市長が定める期間は1年とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議の招集及び議事)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、第4条第2項の規定により委員長が決まるまでの会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員は自己に直接利害関係がある事項については、その会議の議事に参与することができない。ただし、その委員を除く出席委員の過半数の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開とする。ただし、第2条第2号に関わる事項を審議する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画局都市企画部都市総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月15日から施行する。